様式

**相模原市ふるさと納税における返礼品提供に関する誓約書**

令和　 年　 月　 日

相　模　原　市　長　殿

所 在 地：

事業者名：

代表者（職名）

（氏名）　　　　　　　 　印

自社が相模原市ふるさと納税の返礼品提供事業者として採用されている期間中は、返礼品提供事業者として下記の事項を遵守することを誓約します。

また、下記の事項に違反した場合は、返礼品の取扱を停止されても異存ありません。

記

（１）返礼品登録に係る応募書類に記載した返礼品の内容に変更が生じる場合は、速やかに市の委託事業者へ報告を行い、指示に従うこと。

（２）返礼品登録に係る応募書類に記載した提供数量については、確実に提供するとともに、

厳格な在庫管理を行うこと。

（３）天災その他やむを得ない理由により、寄附を受けた返礼品を供給することができな

い場合は、自らの責任において、代替品を提案し、市と協議の上対応すること。

（４）発送した返礼品に関するクレーム等が生じた場合は、自らの責任において原因の究

明を行うとともに、それが自らの責めによる場合は、自らの負担により、クレーム等

のあった返礼品の引戻し及び返礼品の再送を行うこと。

（５）発送した返礼品に関するクレーム等への対応において、返礼品提供事業者から直接

寄附者へ説明を行う必要があると市が判断した場合は、自ら寄附者へ説明を行うこと。

（６）自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品とすること等につい

て生産者の同意を得ていること。

（７）発送スケジュールにやむを得ない理由で変更が生じる場合は、変更が生じると判明

した段階で市へ報告を行い協議すること。

（８）返礼品や作業現場の調査・確認を行う必要がある場合、市の調査に協力すること。

（９）食品を提供する際には、産地名を適正に表示すること。

（10）地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保管

を行い、各種法令を遵守すること。

（11）産地偽装など重大な違反があった場合は自らの責任において返金、代替品の提供等、

以下の例を含め市と協議の上必要な対応を行うこと。

・市から対象返礼品の品代・送料が振り込まれていた場合は返金を行う。

・対象返礼品が発送済みの場合、回収と代替品の提供を行う。